

藤原定家『下官集』写本に関する一考察 (1)

—かな書道作家の視点で—

吉田 紀恵子

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of Handwritten Books of *Gekan-syu* (1)

—From a Calligrapher's Point of View —

YOSHIDA Kieko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Gekan-shu was written by Lord Sadaie Fujiwara, who is well known as a prominent poet and an excellent “Waka”(Japanese style poetry or "31-syllable Japanese poem")scholar in the Kamakura period.

From his boyhood, Sadaie Fujiwara received a special education for the gifted concerning Waka by his father, namely Lord Syunzei Fujiwara, who was a great poet and a superior “Waka” scholar.

At the age of seventeen years old, Sadaie Fujiwara composed wakas, and presented them in the Waka ceremony. In those days, he made a memorandum for the rules of the Waka ceremony, and for how to copy “Waka-syu”.

Subsequently, Sadaie Fujiwara became the Chief of the noble house of the Mikohidari which was the leader in the field of “Waka”. He wrote *Gekan-shu* that was neither Lord Sadaie Fujiwara’s theory of Waka, nor his “Waka-syu” (a collection of Waka). This is a manual which explains how to copy “Waka-syu”.

はじめに

藤原定家（1162～1241）は鎌倉時代初期を代表する歌人、歌学者である。定家が著した『下官集』は、冊子に和歌を書く際の書写方法に関する定家独自の説を記した、僅か五条の小さな著作である。

「定家自筆『下官集』」の存在は未詳であるが、「定家自筆『下官集』」を臨書により複製し、それを親本（伝流の基になった本）として模刻し、版本とした『下官集』模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」及び同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」が伝存し、現在、底本として『下官集』研究の中心となっている。しかし、この二つの模刻版本の『下官集』本文には、定家の署名、そして執筆した年時も記されていない。

2007年、「親行本『下官集』」と命名された新出の『下官集』写本が紹介され、『下官集』本文末尾文書

に記された、定家五十五歳頃の「建保五年（1217）」の年号および「大炊助源親行」の署名が注目された。この写本の本文は、底本と（『下官集』模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」及び同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」）は差異が見られる。即ち、底本とは異なる「定家自筆『下官集』」を親本とした『下官集と』言えよう。この「親行本『下官集』」を中心に、『下官集』成立に関する考察をして行きたい。

1. 藤原定家と行阿著『仮名文字遣』

「親行本『下官集』」末尾文書に記されている署名「大炊助源親行」なる人物と、『下官集』の関わりについて、既に、鎌倉時代の和学者である源親行の孫・源知行、即ち、行阿（正応五年 - 1292 - 頃出生か。）が、その著書『仮名文字遣』序文で言及している。

『天文廿一重陽前日記之 稱名野釋御判』の奥書ある美濃木版本に據って翻刻した¹、行阿著『假名文字遣』序文では、源親行と『下官集』の関わりについて、次のように述べられている。尚、「ほ（字母・本）」は「本」で記し、行替は「へ」で示す。

假名文字遣 をお江ゑへひい井
本ワはむうふ

京極中納言定家卿家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司干時大炊助親行に誂申されける時親行申て云をおえゑへいゐひ等²の文字の聲かよひたる誤あるによりて其字の見わきか³たき事在之然間此次をもて後學のために定をかるへき由⁴黄門に申處にわれもしか日來より思よりし事也さら主⁵爨か所存の分書出して可進の由作られける間大概如此注進⁶の處に申所悉其理相叫へり⁷とて則合點せられ畢然者文字遣⁸を定事親行か抄出是濫腸也 - 後略 -²

すなわち、京極中納言定家卿（藤原定家）が自身の家集『拾遺愚草』の清書を、行阿の祖父・源親行に依頼なさった時、親行が「をお、えゑへ、いゐひ等の文字の聲（音）が似通っている為に、どの字を用いるか区別し難いことがある。この際、後学の為に仮名遣いを定めて置かれるのが良い」との由を、黄門（中納言、即ち藤原定家）に申し上げたところ、定家卿は「私も、そのように日頃から思っていた事である。主爨（大炊助、即ち源親行）の考える所を書き出しなさい」と、おっしゃったので書いて進上したところ、悉く理に合っていると合点された。したがって、仮名遣いを定めたのは親行による抄出が濫腸（始まり）と、行阿は述べている。尚、藤原定家の家集『拾遺愚草』の成立は、『拾遺愚草』上巻の奥書³によれば「建保四年（1216）三月十八日」、定家五十四歳頃である。

行阿の言については、冷泉家二十三代当主・冷泉

為臣（1911～1944）編著『藤原定家全歌集』⁴の解説の中で「親行浄寫清書説は、行阿が彼の著たる假名遣の書を著すについて、當時喧傳されてみた卿の偉名を冠し、親行云々の事を尤も事実らしく構え出した事ではなかろうかと考える」と否定されている。

冷泉為臣の言を待つまでもなく、定家の見識は、「本伝寿永元年（1182）八月六日書留返也」の奥書を持つ鎌倉中期の写本『入道大納言資賢集』⁵（『新編国歌大観第四巻』「資賢集」の通し番号二四・二六に相当する）題詞に示されている。この「資賢集」の題詞の中に、「おくる（送る）」を「をくる」と書く、即ち『明月記』等に見られる定家流仮名遣で記されている例「なけくこと侍しときかさきの少輔入道延俊申をくられたり（二四）、ある女房のもとよりをくられたりし（二六）」等が見られる。この親本については、寿永元年、定家が「入道大納言資賢の歌を、誰かに写させ、その題詞の部分を定家が補ったもの」⁶と大野晋は言う。即ち、既に寿永元年、二十歳頃の定家は仮名遣に対する自身の見識を有していたと言えよう。

さらに、「定家が仮名遣に意を注いでみたことは、明月記正治二年（1200）九月二十七日の條にも見えている。従って親行の立案を自家の見識もなく鵜呑みにしたのでは無からう」⁷と言う。定家三十八歳頃の「九月二十七日の條」では、「今日、被進御歌於院、百首御清書色紙、雖打わさとうちたるを見えぬほとに打也、たけたかき色紙也、依仰一反見之、無僻事、しろたえとアルヲ、しろたへと可候之由申畢 - 後略 -」⁸即ち、或る人の歌の書き方について「しろたえとアルヲ、しろたへと可候之由申畢」と、仮名遣「え」「へ」を直している。これについて、大野

⁴ 冷泉為臣編著『藤原定家全歌集』、国書刊行会、1974年、p.539

⁵ 『冷泉家時雨亭叢書 第二十六卷 中世私家集二』「入道大納言資賢集」、朝日新聞社、1995年、p.263～264

⁶ 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.40

⁷ 福井久蔵編『国語学大系 第六巻』、国書刊行会、1975年、p.3

⁸ 「冷泉家時雨亭叢書 別巻二『翻刻 明月記一 自治承四年 至建永元年』、朝日新聞社、2012年、p.256

¹ 福井久蔵編『国語学大系 第六巻』、国書刊行会、1975年、p.15

² 国書刊行会編『国語学大系 第六巻』、1975年、p.15

³ 『冷泉家時雨亭叢書 第八巻 拾遺愚草 上中』、朝日新聞社、1993年、p.368

晋は「他人の歌の書き方を訂しているのは、定家に確固とした仮名意識があったからと見られる。」⁹と述べている。尚、『明月記』とは、藤原定家の子孫の冷泉家が今も守る「冷泉家時雨亭文庫」に伝存する定家の日記である。一部は冷泉家から散逸している。

また、大野晋は「先の熊野御幸記・金槐集の表記は偶然の結果とは見られないであろう。」¹⁰と言う。この「熊野御幸記・金槐集の表記」とは、大野晋架蔵の定家自筆の「建仁元年（1201）十月筆 熊野御幸記」及び「兼歴三年（1213）十二月筆 金槐和歌集（はじめ五面）」である。そして、「熊野御幸記」十四首、「金槐和歌集（はじめ五面）」十三首、計二十七首の和歌は「定家の仮名遣にすべて合致していて例外がない」¹¹と、裏付ける。

即ち、寿永元年（1182）二十歳頃、既に藤原定家は所謂「定家流の仮名遣い」を用い、更に、正治二年（1200）三十八歳頃の定家は、他人の仮名遣を直すほどの見識を確立していたと言えよう。そして、『拾遺愚草』が成立した建保四年（1216）以前の「建仁元年（1201）十月筆 熊野御幸記」及び「兼歴三年（1213）十二月筆 金槐和歌集」に見られる和歌は「定家の仮名遣にすべて合致」しているのである。従って、行阿の主張は事実には則していない。行阿は、祖父すなわち源親行の名声を高めようとした、或は、自らの著作『仮名文字遣』を権威付けようとしたのであろうか。

なお、『下官集』は、藤原定家の血縁等、限られた範囲の人々のものであったが、仮名遣のテキストとしての評判が高まり、「それに応えるように、語例を数多く収めた本が著された。それは、行阿の著で『仮名文字遣』と名付けられたていたが、世間には『定家卿仮名遣』として広まった。」¹²と言う。後世、『下官集』の「嫌文字事」の条が注目され、『下官集』が「仮名遣の嚆矢」と尊重されたのは、行阿著『仮名文字遣』も関わりがあると見えよう

⁹ 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.40

¹⁰ 同上、p.40

¹¹ 同上、p.40

¹² 『日本古典文学大辞典 第一巻』、岩波書店、1983年、p.672

2. 写本「親行本『下官集』」翻刻

「親行本『下官集』」即ち、金沢文庫保管「『九条錫杖』（巻頭下官集）」は、外題『九条錫杖』と記された表紙裏の一丁ウから十丁オまで『下官集』、そして十一丁オから『九条錫杖』の声明譜である。筆者は閲覧許可を御願いしたが、保存状態が悪いため、フィルムによる閲覧であったが、複写は許可された。その複写も読み難い為、遠藤和夫の翻刻¹³を参照させて頂いたのが、下記の翻刻である。

尚、「親行本『下官集』」と、底本との最も注目したい差異は「親行本『下官集』」〔5ウ〕以下、即ち底本にはない所謂「和歌書様」である。これを網掛けで示した。尚、冷泉家時雨亭文庫蔵本に「『和歌書様・和歌会次第』と命名」¹⁴された藤原定家著の和歌会作法書がある。この『和歌書様』の内容は、「親行本『下官集』」の所謂「和歌書様」とは異なる。その為、この論文では「親行本『下官集』」の「和歌書様」を、所謂「和歌書様」と記す。尚、判読は {} で、読解不可は□で示す。

<翻刻>

書始草子事

仮名物多置右枚自左枚書始之
旧女房所書置皆如此先人
又用之清輔朝臣又用之或
自右□端書之伊房卿如此
□官付□説模漢家之摺本
{右}一枚白帟徒然似無其詮之
故也

〔1ウ〕

嫌文字事

他人惣不然又先達無此事
只愚意分別之極僻事也一人
無同心之人□可謂道理況亦
亦當世之人所書文字之狼藉
過于古人之所用來心中悵之也
緒之音 を ちりぬるを書之

仍欲用之

をみなへし をとハ山 をくらやま 〔2オ〕

¹³ 遠藤和夫著「親行本『下官集』考」（『日本語学の諸問題 國學院雑誌』、2007年、p.248～251）

¹⁴ 『冷泉家時雨亭叢書 第三十七卷 五代簡要 定家歌学』、朝日新聞社、1993年、解題 p.97

たまのを をさゝ をたえのハシ
をくつゆ でにをハの
詞等也

尾之音 お う井のをくやま
書之故也

おくやま おほかた おもふ おしむ
おとろく おきのは おのへの松はなを
をる

はなをおる 時をりふし
え 枝
むめかえ たちえ 江 ほつえ 笛 [2ウ]
断 消 趙 きこえ 見え 風さえて
かえての木 えやはいふきの
へ うへのきぬ 不堪 しろたへ
たえす
草木をうへをく栽 まへうしろ
まへうしろ ことのゆへ 栢 さなへ
問答

とへ 思へハ
ゑ すゑ ゆくゑ こゑ こすゑ 絵
衛士 ゑのこ [3オ]

ひ にひ おもひ かひもなく いひしね
あひ見ぬ まひうと うひこと
いさよひの月 おひぬれは
おひぬれハ又但此字譌乃秀句之
皆通用也

遂 井
ゐ 藍 つ井に 池のい井 よひのま
よひ又
常事也

い にしのたい 鏡たい 天かい
仮名字つゝく事 [3ウ]

としのうちには るはき にけり ひ
とゝせをこ そとやい はむことし
如此書時極讀程ニハ句ヲ書切
大切只為讀安也

書哥事
知物様之人態以上句之末下句之
上ニ書之云々
さくらちるこのしたかせハさむから
てそらにしられぬゆきそふりける [4オ]

如此書雖聞故実之由当時至
愚之性迷而不弁只付読安程
理可用此説

五 七 五
七 七

書交真名之字或落字之時
上句雖不足一行只如闕字置其
所次行ニ可書下句之由洪之

草子付色々々符事 和漢有■

假令
古今和歌集卷第二
如此之所也
左枚書始其事時多付件
枚清輔朝臣如此付先人左枚
雖書之付不書右枚下官用之
以右手引披依有便也已上一身
存之 更

無用
人 [5オ]

書哥事 有詞可披講料也

書一首之時三行三字

なにハつに さくや この

はなふゆ こもり いま

ははるへと さくや

のはな

書二首之時無定様是今案也

詠遠尋山花和詞

[5ウ]

官名

{五} 七

五 七

七

寄河恋

五 七

五 七

七

[6オ]

此説宜

或又

詠二首和詞

官名

題

— —
{—} — [6ウ]

題
— —
□ □□
如此書之
書三首之時
詠三首和詠

官名

題 [7オ]
五 七 五
七 七

題
五 七 五
七 七
或説二首如此書之

題 [7ウ]
五 七 五
書五首之時猶如此三□
書之常事也又續昏二枚
如書二首哥三行書之
六七首已下略續之五七五
七七書之

端作

院
春日侍初春 春夜 隨時文字
餘字本行書□
太上天皇仙洞詠 [8オ]
官位兼官 {名}

略儀常用之
公宴
春日同詠——應製 {和詠}
春日侍中殿同詠々々應製和詠
大臣家
春日同詠——應教和詠應教
公卿不
書 {殿上}
人口 [8ウ]

山寺会雖私遊必書姓

官名書人同姓人
不書姓

公卿已下家無別様

神社

春日陪石清水寶前同詠之和詠

官位 {兼官} 姓朝臣名

公宴書官之唐名書惣不見

不聞今年見此事驚□ [9オ]

莫言 — — — 撰詠合清書

不書名只書題詠□奥

官位書之也

建保五年中秋十日治部卿定

家々集一卷一帖拾遺愚草

可進献之由被所望之間為

決定文字之訛謬被製委

細之書様了仍守彼雌 {事} [9ウ]

驅此秃筆而已

大炊権助源親行

此草子裏書ニハ僻案人

不用事ト被書之昇後日

書和字秘抄候不可他見之¹⁵ [10オ]

そして、この後、十一丁オから『九条錫杖』の声明譜が記されている。

3. 『下官集』藤原定家の書について

「親行本『下官集』」の末尾文書に見られる「建保五年」（定家五十五歳頃）は、後述するように、所謂、定家様（ていかよう）、即ち定家自身が「鬼の如し」と述べた独特の書が、既に成立していた時代である。しかし、写本「親行本『下官集』」の書は定家の書とは異なり、鎌倉初期から平安末期を思わせる、すっきりとした書風である。従って、「親行本『下官集』」は定家自筆ではない。又、定家自筆を親本として臨書した複製でもない。まだ、定家様の書は尊重されていない時代である。源親行の関心は、専ら、「親行本『下官集』」親本の内容にあったと言えよう。

なお、定家様の書が尊重されるようになったのは、江戸初期である。定家の書を「寛永（1624～1643）の三筆」と称された内の、三藐院関白近衛信尹及び松花堂昭乗等が、そして、同じ頃、茶道の世界でも

¹⁵ 同上、p.251

尊重され始めてからである。

特に、近衛信尹(1565～1614)は、尊円親王(1298～1356)を初祖とする青蓮院流の書を学び育ったが、清蓮流からすれば正に異端の書、すなわち定家自身が「鬼の如し」と評す「筆勢鋭く清新な気風にあふれている」¹⁶書風の魅力に心惹かれたと言う。この近衛信尹が、底本(模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」及び同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」)の親本となる「定家自筆『下官集』」を臨書し、見事な複製とした能書である。

藤原定家の署名、何時、定家が著したかを裏付ける年号等も記されていないにも関わらず、大野晋は底本の一つ「定家本 大東急文庫所蔵」即ち「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」について、「定家の自筆本をそのままに臨摸(臨書)したものを見て差支えなさそうである」と述べ、「下官集研究の中心的資料である」¹⁷と位置づける。そして、浅田徹は「模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。もちろん確定はできないが、三藐院が模写したのは定家自筆ないし、それに準ずるもの(透写など)と見てよいのではないだろうか。」¹⁸と、大野晋の言を裏付けている。底本について、ここまで浅田徹に言わしめるのは、逸早く、定家の書を評価し尊重した近衛信尹という能書の、臨書の力量に負うものであろう。

閲覧させて頂いた二十五本の伝本の内、模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」を大正五年に臨書した写本「京都大学文学部閲覧室蔵『定家卿書式』」は別として、定家の書風を伝える『下官集』伝本は底本(模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」及び同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」)のみである。「下官集研究の中心的資料」即ち、底本とされるのは当然と言えよう。

¹⁶ 前田多美子著『三藐院 近衛信尹』、思文閣版、2006年、p.221

¹⁷ 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.26～27

¹⁸ 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 - (『国文学研究資料館紀要第』26号、2000年)、p.91～92

定家の書風について、名児耶明は「丸みのある扁平な印象をあたえる筆致で、線の細太の変化が大きい。あまり連綿はなく、流れるような連続性はない。この、ほかの書と較べれば明瞭な特徴を示すのを一般に定家流書風、あるいは定家様と称している。ところが、定家は初めからこうした書風ではなかった。」¹⁹と述べている。伝存する定家様(ていかよう)の書は、伸びやかで流れるような連綿の若書きの書藝文化院蔵「歌合切」「三首詠草切」等の書、又、所謂「定家独自の細太の差が大きい定家様」が見え始めた四十歳頃と言われる「消息」²⁰等も、能書とは言い難い。その後の定家の書について、名児耶明は、次のように述べる。

徐々に独自の書風が完成に向かい、五十歳代に入ると、晴の字も、褻の字もいわゆる定家様になっていく。- 中略 - そして、六十六歳の時の、「詠十五首和歌」(前田育徳会)は、定家の意図した書の完成品といってもよいものであろう。- 中略 - 六十歳代がもっとも充実した定家様を書いた時代と知れる。七十歳以後には、中風と思われる病気の影響で、思うように書写ができなかったらしい。²¹

すなわち、定家の自筆本「冷泉家時雨亭文庫蔵『拾遺愚草』」を始めとする定家様の書は、「定家自ら評して『鬼の如し』と言ったが、決して能書とはいえない。」²²独自の書風である。

因みに、『下官集』底本(模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」)、および、同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の書風は、正しく定家様であることから、定家様完成後の五十歳代以降の書であろう。

¹⁹ 冷泉為人監修『冷泉家 時の絵巻』、書肆フローラ、2003年、p.187

²⁰ 「第六〇回毎日書道展特別展示『春敬の眼』—珠玉の飯島春敬コレクション—」、2008年、P.117～119

²¹ 冷泉為人編『京都冷泉家の八百年 和歌の心を伝える』、日本放送出版協会、2005年、p.192

²² 前田多美子著『三藐院 近衛信尹』、思文閣出版、2006年、p.221

4. 『下官集』底本と写本「親行本『下官集』」について

遠藤和夫は「親行本『下官集』」の「第一の特徴は、末尾に『大炊権助源親行』の署名の文書が存在することである - 中略 - この文書によって、行阿の捏造ではなくて、源親行が『下官集』の著作に関与していたことが証明される。」²³と述べ、「親行本『下官集』」の『下官集』本文末尾文書（前述の翻刻参照）の大意について、次のように、記している

建保五年八月十日、治部卿定家さまが、その家集一卷一帖の『拾遺愚草』を私に清書して献上することを所望なされた。そこで、文字の誤謬を校訂するために詳しい〈書き様〉をお定めくださった。そこで旧女房の仕来りを守って、我が悪筆をも顧みず、従事しただけのことです。²⁴

行阿著『仮名文字遣』序文では「仮名遣を定めたのは親行による抄出が濫腸」とあるが、前述したように、寿永元年（1182）二十歳頃、既に藤原定家は所謂「定家流の仮名遣い」を用いている。「親行本『下官集』」末尾文書は、建保五年（1217）五十五歳頃の定家が『拾遺愚草』の清書を依頼する際、親行に「文字の誤謬を校訂するために詳しい〈書き様〉をお定めくださった。」と記す。この末尾文書の内容は正当と言えよう。

又、年代が判明しているだけでも、定家は寿永元年（1182）から嘉禎三年（1237）にかけ盛んに書写活動を行っている²⁵。「親行本『下官集』」末尾文書の「建保五年（1217）」は、その最盛期に当る。従って『拾遺愚草』清書のみならず、定家の書写活動を担う一人として、源親行に『下官集』が与えられたと言う可能性は大きいと思われる。

尚、『下官集』底本と、「親行本『下官集』」の差異は、次のような点も見られる。（「親行本『下官集』」翻刻及び『下官集』底本の翻刻²⁶参照）

①「親行本『下官集』」本文には、「僻案」が記された「表紙裏書き（袖書）」、そして「書始草子事」と「嫌文字事」の条に見られる頭注が無い。

②「一 仮名字かきつゝくる事」の条は、「親行本『下官集』」本文では「仮名字つゝくる事」であり、「よみやすき」例が無い。

③「親行本『下官集』」本文には「嫌文字事」の条の仮名遣用例が少ない。また、何箇所かの訂正、欠落・重複等が見られる。

④「親行本『下官集』」本文の「書歌事」の条では、「よみやすき」例が、和歌全形ではなく、「五 七五／七 七」の字数のみの表記である。

⑤文章に違いが見られる箇所の内、注目する例を翻刻し、底本と「親行本『下官集』」を比較する。尚、差異は下線で示す。

・「書始草子事」の条

（底本）模漢字之摺本之草子右一枚白昏徒然似無其詮之故也

（親行本）模漢家之摺本{右}一枚白昏徒然似公損之故也

・「嫌文字事」の条

イ、（底本）他人惣不然又先達強無此事只愚意分別之極僻事也親疎老少一人無同心

（親行本）他人惣不然又先達無此事只愚意分別之極僻事也一人無同心

ロ、（底本）右事ハ非師説只發自愚意見旧草子了見之

（親行本）なし

・「書哥事」の条

（底本）如此書雖有其説當時至愚之

性迷而不弁上下句只付読安可用左説

（親行本）如此書雖聞故実之由當時至愚之性迷而不弁只付読安程理可用此説

・「仮名字つゝくる事」の条（但し、底本は「一 仮名字 書きつゝくる事」）

（底本）如此書時よみときかたし句をかきゝる大切よみやすきゆへ也

²³ 遠藤和夫著「親行本『下官集』考」（『日本語学の諸問題 國學院雑誌』、2007年、p.252）

²⁴ 同上、p.254

²⁵ 小川剛著『日本史リブレット 78 中世の書物と学問』、山川出版社、2011年、p.008

²⁶ 吉田紀恵子著「『下官集』模刻版本に関する一考察 -かな書道作家の視点で-」（『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.13,195-206、2012年）

(親行本) 如此書時極讀程ニハ句ヲ
書切大切只為讀安也

- ・「草子付色々符事」の条の末尾

(底本) 已上先人下官存之他人不同心

(親行本) 已上一身存之更無用人 (細字)

⑥「親行本『下官集』」本文は、『下官集』底本の本文の後に、所謂「和歌書様」が存在する。

⑦「親行本『下官集』」本文の後に、建保五年(1217)、及び大炊助源親行の署名が有る末尾文書がある。

尚、①②③④⑤の差異は、書写の際の誤写や省略等の可能性もありうる。最も注目すべき点は、⑥即ち、「親行本『下官集』」の『下官集』本文が、底本『下官集』の本文に相当する(1ウ~5オ)の後の〔5ウ〕以下に、「いわゆる『和歌書様』」の一種が合写されている²⁷書記形式であることと言えよう。(前述の翻刻参照)

5. 「親行本『下官集』」と同系統の『下官集』写本について

前述したように、「親行本『下官集』」本文の最も注目すべき特徴は、底本と異なり、僻案の無い『下官集』本文の後に、所謂「和歌書様」が続くという内容である。筆者が閲覧させて頂いた伝本の内、「親行本『下官集』」の書式との関連が考えられる、下記の三本の『下官集』写本が伝存する。

1、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』(写本)

粘葉装一冊。

表紙に、打付けに「倭歌作法」、その下に「正平十二年(1357) 寫本」、その右に「後村上天皇」、その左には「北朝廷文二年(1357)之」とある。

2、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」(写本)

袋綴一冊、江戸前期写。

3、三康図書館蔵『和歌会次第』(写本)

大和綴一冊。裏表紙の裏書に江戸後期の「天保七甲年(1837)十月」と記されている。

内容に差異があるとは言え、上記三本の『下官集』写本の本文は、「親行本『下官集』」と、次のような、共通点が見られる。

①「親行本『下官集』」本文同様、差異はあるが、「表紙裏書」の無い『下官集』底本の本文の後に、所謂「和歌書様」が続く。

②「僻案」が記された「表紙裏書き」のみならず、「書始草子事」と「嫌文字事」の条に見られる頭注が無い。

③「一 仮名字かきつゝくる事」の条は、「一 仮名字つゝく事」である。そして、「よみやすき」例が無い。但し、「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」には、この条、そのものが無い。

④「嫌文字事」の条の仮名遣用例が少ない。また、何箇所かの訂正、欠落、重複等が見られる。

⑤「書歌事」の条では、「よみやすき」例が和歌全形ではなく、「五 七 五／七 七」の字数のみの表記である。

⑥底本及び「親行本『下官集』」の文章との差異が見られる箇所の内、注目する例を翻刻し比較し、底本と「親行本『下官集』」の差異は下線で、又、「親行本『下官集』」との「国文学研究資料館蔵『倭歌作法』」等の差異は斜字で示す。

- ・「書始草子事」の条

(底本) 模漢字之摺本之草子右一枚白帑
徒然似無其詮之故也

(親行本) 模漢家之摺本{右}一枚白帑
徒然似公損之故也

(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』)

模漢家之摺本右一枚白紙
徒然似公損之故也

(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」)

模漢家之摺本右一枚白帑
徒然似公損之故也

(三康図書館蔵『和歌会次第』)

模漢家之摺本右一枚白帑
徒然似公損之故也

- ・「嫌文字事」の条

イ、(底本) 他人惣不然又先達強無此事只愚意
分別之極僻事也親疎老少一人無同心

²⁷ 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 - (『国文学研究資料館紀要第26号』、2000年)、p.109

- (親行本) 他人惣不然又先達無此事只愚意
分別之極僻事也一人無同心
(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』)
他人惣不然又先達無此事只愚意
分別之極僻事也一人無同心
(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」)
他人惣不然又先達無此事只愚意
分別之極僻事也一人無同心
(三康図書館蔵『和歌会次第』)
他人惣不然又先達無此事只愚意
分別之極僻事也一人無同心
ロ、(底本) 右事ハ非師説只発自愚意見旧草子
了見之
(親行本) なし。
(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』) なし。
(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」) なし。
(三康図書館蔵『和歌会次第』) なし。
- ・「書哥事」の条
(底本) 如此書雖有其説当時至愚之
性迷而不弁上下句只付読安可用左説
(親行本) 如此書雖聞故実之由当時至愚之
性迷而不弁只付読安程理可用此説
(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』)
如此書雖聞右筭之由当時至愚之
性迷而不弁只付読安程理可用此説
(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」)
如此書雖聞故実之由当時至愚之
性迷而不弁只付読安程理可用此説
(三康図書館蔵『和歌会次第』)
如此書雖聞右筭之由当時至愚之
性迷而不弁只付読安程理可用此説
 - ・「仮名字つゝく事」の条
(底本) 如此書時よみときかたし句を
かきゝる大切よみやすきゆへ也
(親行本) 如此書時極讀程ニハ句ヲ
書切大切只為讀安也
(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』)
如此書時極讀程ニハ句ヲ
- 書切大切只為讀安也
(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」)
この条なし
(三康図書館蔵『和歌会次第』)
如此書時極讀程ニハ句ヲ
書切大切只為讀安也
- ・「草子付色々符事」の条の末尾
(底本) 已上先人下官存之他人不同心
(親行本) 已上一身存之更無用人 (細字)
(国文学研究資料館蔵『倭歌作法』)
已上一身存之更無用人
(国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」)
已上一身存之更無用人
(三康図書館蔵『和歌会次第』)
已上一身存之更無用人
- 以上のように、①から⑥、特に⑥に挙げた例は、底本と「親行本『下官集』」の関係より、「親行本『下官集』」と国文学研究資料館蔵『倭歌作法』始めとする三本の写本との方が近いことを示す。しかし、「親行本『下官集』」とは差異もある。差異①
前述の三本の『下官集』写本は、「和歌会作法」と題された『袋草子』の抄出が合写されている。その内、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』及び、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」は、所謂「和歌書様」の後に「和歌会作法」と題された『袋草子』の抄出が記され、その末尾に、「本云 治承二年(1187)五月八日書之」の元奥書が見られる。但し、「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」では「本云 治承二年五月八日書之」は墨滅されている。三康図書館蔵『和歌会次第』のみ、冒頭に「和歌会作法」と題された『袋草子』の抄出が記され、『下官集』本文、そして所謂「和歌書様」が続き、その後に、「本云 治承二年(1187)五月八日書之」が記されている。差異②
前述の「国文学研究資料館蔵『倭歌作法』」始め三本の『下官集』写本は「嫌文字事」の条の仮名遣

用例の内、『下官集』底本及び「親行本『下官集』」本文とは異なり、「い」と「ゐ」の順が逆である。差異③

元奥書「本云 治承二年（1187）五月八日書之」の後に、藤原為相に関する奥書がある。

・国文学研究資料館蔵『倭歌作法』

所謂「和歌書様」の後に、元奥書「本云 治承二年五月八日書之」、その後「或記云」と題する文があり、更に、その後、藤原為相に関する奥書、および正平十二年（1357）六月十九日の年時が見られる。

本云

以家本具書寫交合

了故可秘外見者也

右近少将藤原朝臣為相

自判

正平十二年六月十九日書写□ *□・争?

・国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」

藤原為相に関する奥書および正應（1288～1292）の年号が見られる。

正應第三曆孟夏上旬候以秘本書之輒不可及外見之由誓状了 心中深可謹者也

愚僻抄

正應五年三月二日於関東二階堂詵或人書了寫本冷泉羽林為相朝臣被秘本也 穴賢不可及外見云々

・三康図書館蔵『和歌会次第』

国文学研究資料館蔵『倭歌作法』と同様、所謂「和歌書様」の後に、元奥書「本云 治承二年五月八日書之」、その後「或記云」と題する文があり、奥書「本云 治承二年五月八日書之」の後、題「或記云」の文がある。更に、その後、藤原為相に関する奥書がある。なお、年時は見られない。

本奥書云

以家本具書寫交合了故可秘外見者也

右近少将藤原朝臣為相 判

正本令書寫此一帖之草子□□為禮本殊可

秘蔵之

羽林中太夫藤原朝臣為相 判

この奥書の後に、「正三位藤原為秀 判」の奥書があり、冷泉家二代・藤原為秀（生年未詳～1372）が、冷泉家初代の父・藤原為相（1263～1328）から受け継いだことを示す。この後、「従四位下藤原 朝臣政行 花押」の書写奥が見られる。

即ち、「国文学研究資料館蔵『倭歌作法』」を始めとする三本の『下官集』写本は、「親行本『下官集』」本文に、更に「和歌会作法」と題された『袋草子』の抄出が合写されている（小沢正夫他著『袋草子』²⁸参照）。しかも、この三本の『下官集』写本間の形式及び内容の差異が少ないことから、同一の親本の存在が考えられる。

浅田徹は、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』及び、国立歴史民俗博物館蔵「高松宮家伝来禁裏本『和歌愚僻抄』」について、次のような問題を提起している。これには、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』も含まれる。

- ・下官集本文は一類本（『下官集』底本及びその系統本）と無視できない異同を持つが、それは定家本人による別稿であることを示すのか。
- ・定家の「和歌書様」はいつ合写されたのか。
- ・袋草子はいつ加わったのか。²⁹

しかし、「親行本『下官集』」が、紹介された現在、これらの疑問について、異なる角度で考えるべきではないであろうか。

6.藤原定家『下官集』と「心覚え」について

前述した、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』始め三本の写本に共通して存在する元奥書「本云 治承二年五月八日書之」に注目したい。この元奥書の治承二年（1178）は、定家が十七歳頃である。その三月十五日、初めて定家は「別雷社歌合」³⁰に、「桜花

²⁸ 小沢正夫他著『袋草子 上』、塙書房、1980年、p.20～41

²⁹ 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 - （『国文学研究資料館紀要第26号』、2000年）p.109

また立ちならぶ 物ぞなき 誰まがへけん 峰のしら雲」を含め、三首入選している。判者は、藤原俊成である。大野晋は、次のように述べる。

おそらくその頃から定家が歌の勉強を大いに始めたと見てよいであろう。そこで、父俊成から、和歌会の次第について教示を受けるために、このような書物を作ったと見ることができよう。「和歌會作法」のような書物を若年十七歳にして定家が所持したということは、定家が後に、和歌の言葉の書き方を整理統一して「僻案」（つまり下官集）を作る素地をなしたものとして注意すべきである。³¹

前述の国文学研究資料館蔵『倭歌作法』始め三本の写本に記されている「和歌會作法」は、『袋草子』から抄出された「和歌會次第」である。『袋草子』の著者は藤原清輔（1103～1177）、『袋草子』の上巻・下巻とも保元二年から三年（1157～1158）に成立している。従って、治承二年（1178）頃、「歌の勉強を大いに始めた」定家が、『袋草子』から歌会・撰集・歌合に関する知識や故実を学び、「和歌會次第」を書写した可能性は高いと言えよう。

又、大野晋の言う『『僻案』（つまり下官集）を作る素地』とは、定家独自の草子に和歌を書く際の「心覚え」、即ち、『下官集』底本に、所謂「和歌書様」を合写した「親行本『下官集』」の『下官集』本文のようなものと考えられる。その「心覚え」を、『袋草子』抄出の「和歌會次第」と合写したのが、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』始め三本の写本の親本と言えるのではないであろうか。

前述したように、定家は書写年号が判明しているだけでも、寿永元年（1182）から嘉禎三年（1237）にかけ、盛んに書写活動を行っている。「親行本『下官集』」末尾文書の「建保五年（1217）」は、その最盛期に当る。小川剛生は、『下官集』について、「一般には仮名遣い書とみられているが - 中略 - 歌書の証本の制作のためのガイドブック、心覚え

というべきであろう。」³²と述べる。即ち、書写活動の為に「ガイドブック・心覚え」の必要性を感じた定家が、十七歳頃に書した『『僻案』（つまり下官集）を作る素地』に、「建保五年（1217）」頃の「定家が自身の研究の方法に思いを巡らし、思考していたこと」³³を加えた新たな「心覚え」の作成を思い立ったのではないであろうか。

これを裏付けると思われる、定家が自身の考えを加え、古きものを活用した例が、定家の日記『明月記』に見られる。『明月記』について冷泉為人は、次のように述べている。

現在のところ、定家十九歳の治承四年（1180）二月から、七十四歳の嘉禎元年（1235）十二月までの記事がのこっているとされる。そのうち冷泉家時雨亭文庫に所蔵されるのは、定家自筆の日次記五十二巻と建久九年（1198）の臨時祭祀一巻、年末詳断簡一巻の合計五十四巻である。さらに写本五巻が伝えられていて、うち四巻は原本の所在が知られていない。これらの他に、旧表紙十枚を一巻にしたものと、断簡一巻や掛け軸装のものなど収蔵されている。³⁴

膨大な冷泉家時雨亭文庫所蔵『明月記』の内には、藤原定家が最も若い、即ち、十九・二十歳頃の治承四年（1180）四月から養和元年（治承五 1181）十二月十九日迄の定家自筆本は存在しない。この自筆本は、「天理大学附属天理図書館蔵『治承四五年記』（～14 紙途中）」、及び「天理大学附属天理図書館蔵『治承四五年記』（14 紙途中）～」として伝存する。この『明月記』を、筆者は、定家自筆本の書を拝見したいとの目的で、閲覧許可を願い出たが、重要文化財の為に、閲覧は許可されなかった。しかし、『明月記』の一部が掲載されている『天理図書館稀観書図録』を送って頂いた。

³⁰ 『新編国歌大観 第五巻』、角川書店、1987年、p.236

³¹ 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.28

³² 小川剛生著「日本史リブレット 78『中世の書物と学問』、山川出版社、2011年、p.018

³³ 小川剛生著「日本史リブレット 78『中世の書物と学問』、山川出版社、2011年、p.018

³⁴ 「冷泉家時雨亭叢書 別巻二『翻刻 明月記一 自治承四年 至建永元年』、朝日新聞社、2012年、p.1

図録に掲載されている「3 明月記 治承 4・5 年 (1180・81)」の『明月記』の文字は、所謂定家様の書風であり、前述した、若書きの書藝文化院蔵「歌合切」「三首詠草切」等の書、又、所謂「定家独自の細太の差が大きい定家様」が見え始めた四十歳頃の「消息」³⁵等とも異なる。即ち、治承四年から五年 (1180～1181)」に書された『明月記』では無かったのである。図録の解説は、

鎌倉前期の公卿、藤原定家 (1162～1241) の日記。定家は勅撰集『新古今和歌集』の撰集に携わるなど、本日記は極めて興味ある内容を記し、それは歌人定家の素顔を窺わしめる。本日記の自筆本は、断簡を含め多く巷間に伝わるが、掲出本は治承 4・5 年のもの。現存伝本では最も早年に属するが、実は晩年の浄書であり、源平争乱に対する「紅旗征戎非吾事」の政事に無関心を装う有名な文言も、後年の加筆とされる。(重文)³⁶

と、述べる。又、上記の解説で言う「晩年の浄書」、「後年の加筆」を裏付けるのは、定家様の藤原定家自身の筆跡と言えよう。そして、掲出本の治承四年九月の日記、即ち、「紅旗征戎非吾事」の文言のある影印の翻刻は、次のようである。

九月

世上乱逆追討雖満耳不注之
紅旗征戎非吾事
陳勝呉廣起於大澤稱公子扶蘇
項燕而已稱最勝親王之命徇郡縣云々
或任国司之由説々不可馮
少将維盛為追討使下向関東
右近少将維盛朝臣為追討使下向東國之由有
其聞

廿四日法勝寺千僧御読経新院御書 (墨ケチ)³⁷

上記の治承四年九月の記事中の「世上乱逆追討雖満耳不注之紅旗征戎非吾事」、即ち「世上の乱逆追討、耳に満つと雖も之を注せず。紅旗征戎、吾事に非ず」を、定家の子孫・冷泉家では、「権力闘争や、政治的野心を持つよりも、家本来の姿である文学、和歌に専心しなさい」³⁸との心得と、受け止められている。尚、『明月記』始め公家の日記は一般的に宮廷における儀式等を子孫に伝える為、備忘録的に書き遺したものである。その中でも、『明月記』は政治・文化・社会、更には定家自身の思いに至る、様々なことが記述されている貴重な日記である。

定家は何種類もの『下官集』を執筆したと言われる。十七歳頃の定家が記した「心覚え」が、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』始めとする三本の写本の親本ではないであろうか。そして、「心覚え」から「和歌会作法」を切り離した「親行本『下官集』」、更に、「親行本『下官集』」から所謂「和歌書様」を切り離したのが、底本 (模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」及び、同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」) の親本の書記形式と考えられる。藤原定家は、自身の若き日の「心覚え」を生かし、新たな「心覚え」、即ち、『下官集』を作成したと言えるのではないであろうか。

おわりに

「定家自筆本『下官集』」の存在は未詳であるが、多様な『下官集』写本が伝存する。次の課題として、前述した『下官集』底本、「親行本『下官集』」、そして、国文学研究資料館蔵『倭歌作法』を始めとする三本の写本等に見られる共通点及び差異を中心とし、伝存する『下官集』写本の系統について調べ、「心覚え」の裏付けとしたい。

(Received: December 31, 2012)

(Issued in internet Edition: February 8, 2013)

³⁵ 「第六〇回毎日書道展特別展示『春敬の眼』 - 珠玉の飯島春敬コレクション -」、2008年、P.117～119

³⁶ 天理大学附属 天理図書館編『天理図書館稀観書図録』、天理大学出版部、2006年

³⁷ 「冷泉家時雨亭叢書 別巻二『翻刻 明月記一 自

治承四年 至建永元年』、朝日新聞社、2012年、p.23

³⁸ 冷泉為人編『京都冷泉家の八百年 和歌の心を伝える』、日本放送出版協会、2005年、p.40